

東京社会保険協会

社会保険新報

12

DECEMBER

平成 27 年 / No.782

目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・ 傷病手当金が受けられます / 2・3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・ 退職後の年金制度への加入 / 4
 - ・ 年末年始の休業日のご案内 / 4
 - ・ MOディスク（光磁気ディスク）での受付終了 / 5
 - ・ 源泉徴収票の送付 / 5
 - ・ 国民年金ひとことメモ / 5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・ 平成27年度の健診の
予約・受診はお済みですか？ / 6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・ 社会保険事務講習会 開催のお知らせ
60歳からの雇用保険と社会保険の手続き / 7
 - ・ 東京社会保険協会 加入のお願い / 8
- ずいそう
 - ・ 東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

病気やけがのために会社を休んだときは 傷病手当金が受けられます

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために会社を休み、事業主から報酬を受けられない場合に支給されます。

支給要件

- ① 業務外の病気やけがで療養していることから、仕事に就くことができずに休んでいること(業務上の病気やけがは対象となりません)
- ② 連続する3日間を含み、仕事に4日以上就けなかったこと
- ③ 休んだ期間について給与の支払いがないこと

支給金額

1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。

休んだ期間に対して、通勤手当等の一部給与の支払いがあった場合は、傷病手当金との差額が支給されます。

健康保険法の改正により、給付額の基礎となる標準報酬の計算方法が見直しとなります。(平成28年4月1日)

申請手続き

「健康保険傷病手当金支給申請書」に、事業主の証明と医師の意見書を受けて、協会けんぽ東京支部へ提出してください。

添付書類

〈初回申請時に必ず添付していただく書類〉

- 申請期間およびその期間前1か月分の「賃金台帳」と「出勤簿」のコピー

〈以下に当てはまる場合に添付していただく書類〉

| 当てはまる条件 | 添付書類 |
|---|---|
| ● 障害厚生年金の給付を受けている方 または ● 資格喪失後に老齢退職年金の給付を受けている方 | 年金額の改定なし 年金額の改定あり |
| ● けが(負傷)が原因で申請する場合 | ● 「年金証書」のコピー ● 「年金証書」と「年金額改定通知書」のコピー |
| ● 加害者がいる場合 | ● 「負傷原因届」 ● 「第三者行為による傷病届」 |

⚠ 複数の条件に当てはまる場合は、それぞれの添付書類が必要です。

事業所担当者の皆様へのお願い

「健康保険傷病手当金支給申請書」の事業主証明欄の記入を求められた場合は、すみやかに証明をお願いします。また、給与を支払った賃金内訳欄には、日給/時間給/欠勤控除等の計算方法をできるだけ詳しく記入してください。ご協力をお願いします。

Point

療養のため労務不能となった日ごとにその翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。早めの申請をお願いします。

傷病手当金のよくある質問

Q1 標準報酬月額が28万円で、給与の支払いがまったくなく、5月1日~5月31日の31日間申請した場合、給付額はいくらですか？

A1 【計算方法】標準報酬月額28万円の標準報酬日額(9,330円)の3分の2は、6,220円(=1日当たりの給付額)となります。
6,220円×(31日-3日(待期間))=174,160円が支給されます。

Q2 どのくらいの期間、支給されるのですか？

A2 同一の傷病(関連傷病を含みます。)について、支給を開始した日から最長1年6か月間です。この1年6か月間は暦のうえで計算した期間であって、実際に支給できる期間ではありません。例えば、途中で復職し支給していない期間があっても、支給開始日から1年6か月後に支給期間が満了します。

Q3 支給要件の②「連続する3日間を含み、仕事に4日以上就けなかったこと」とは、具体的にどういう意味ですか？

A3 傷病手当金は、療養のため労務不能となった日から最初の連続する3日間は支給されず、4日目以降から支給されます。この連続する3日間を待期間といいます。右図の下段Bのように連続する3日間がなく、待期間が完成しない場合は、傷病手当金は支給されません。なお、申請する際は、待期間を含めて申請してください。



協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

Q 4 待期間中は、公休日や有給休暇を取得した日が含まれてもよいのですか？

A 4 療養のため労務不能と認められる期間内であれば、**公休日や有給休暇を取得した日であっても待期間中に算入**できます。例えば、休み始めた当初3日間を有給休暇とし、4日目以降を欠勤扱いとしても差し支えありません。

Q 5 病気療養のため、会社を長期間休むことになりました。どのようなサイクルで傷病手当金を申請するのがよいですか？

A 5 **給与の支払いの有無についての事業主の証明が必要**になります。1か月単位で給与の締切日ごとに申請されることをお勧めします。

Q 6 申請すれば必ず支給されるのですか？

A 6 申請ごとに内容を審査したうえで支給の決定を行います。申請書の内容から、**療養のため労務不能と認めることができない場合や、支給を開始した日から1年6か月間を超えた申請等**、要件に該当せず、**支給されない場合**もあります。

Q 7 傷病手当金の申請をしました。その後、結果についてお知らせは届きますか？

A 7 協会けんぽ東京支部で内容を審査した結果、支給できる場合は、「**支給決定通知書**」をご自宅にお送りします。何らかの理由で支給できない場合は、理由を記した「**不支給決定通知書**」をお送りします。

資格喪失後の継続給付

Q 8 傷病手当金を受給していましたが、会社を退職することになりました。引き続き療養のため仕事に就くことができません。退職後の期間についても、傷病手当金を申請できますか？

A 8 次の2点を満たして、退職後も引き続き療養のため労務不能である場合は、傷病手当金を申請できます。

- ・退職日までに継続して1年以上の被保険者期間（任意継続被保険者の期間を除きます。）があること。
- ・退職日に傷病手当金を受給しているか、受給できる要件を満たしていること。また、退職日に出勤していないこと。（退職日まで有給休暇を取得した場合でも、退職日を含む期間の申請が必要です。）

Q 9 退職後も健康保険を任意継続すれば、引き続き傷病手当金を申請できますか？

A 9 **健康保険の任意継続には、傷病手当金の制度はありません**。退職後は、国民健康保険等、どの健康保険制度に加入しても、上記 **A 8** の要件を満たしていれば、引き続き申請できます。

他の給付を受けていると、傷病手当金の給付額が調整されます

① 同一の傷病（関連傷病を含みます。）による障害厚生年金や障害手当金が支給される時

傷病手当金は支給されません。ただし、障害厚生年金等の日額が傷病手当金の給付日額より少ない場合は、その差額が支給されます。また、障害手当金の場合は、その支給を受けた日以降の傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するまで、傷病手当金は支給されません。

③ 出産手当金が支給される時

出産手当金が優先されます。出産手当金を受給している間は、**傷病手当金の支給は停止**されます。

② 老齢年金等が支給される時

退職後の傷病手当金（資格喪失後の継続給付）を受けている方が、老齢厚生年金、老齢基礎年金、退職共済年金等を支給された場合（さかのぼって支給される場合を含みます。）は、傷病手当金は支給されません。ただし、老齢年金等の日額が傷病手当金の給付日額より少ない場合は、その差額が支給されます。

④ ハローワークの失業手当を申請する時

失業手当を申請するということは、いつでも働ける状態であると考えるため、**傷病手当金は申請できません**。

申請書の入手方法

協会けんぽ東京支部ホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ東京

検索

郵送先

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
 全国健康保険協会東京支部
 「〒164-8540」を記載いただくと、郵便の場合に住所の記入を省略できます。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで



退職後の年金制度への加入

退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入しますが、それ以外の20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入するための手続きが必要です。また、扶養されていた60歳未満の配偶者（夫または妻）についても、同様の手続きが必要となります。代表的な3つのケースについて解説します。

CASE 1 厚生年金保険の適用事業所に再就職する

厚生年金保険の適用事業所に再就職する方の手続きは、事業主が行います。

| | |
|------|-------------------|
| 届出書 | 「厚生年金保険被保険者資格取得届」 |
| 提出期限 | 再就職日から5日以内 |

保険料 標準報酬月額・標準賞与額に保険料率を乗じた額を、本人と事業主が折半で負担します。

留意事項

●パート等の短時間勤務者の加入の要件

厚生年金保険には、1日または1週間の勤務時間と1か月の勤務日数のそれぞれが、同様の業務を行う正社員と比べておおむね4分の3以上の場合には、正社員でなくても加入することとなります。

●退職後に継続して再雇用された方の手続き

60歳以上の方が退職後も同一の適用事業所に継続して再雇用される場合、事業主が「厚生年金保険被保険者資格喪失届」と「厚生年金保険被保険者資格取得届」を同時に提出することにより、随時改定を行うことなく、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定することができます。この標準報酬月額に応じて、在職老齢年金の額が見直されます。

手続きには、次の添付書類が必要です。

[添付書類] ●就業規則、退職辞令の写しなど、退職したことがわかる書類 ●継続して再雇用されたことがわかる「雇用契約書」(写)

CASE 2 国民年金第1号被保険者となる

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満で、厚生年金保険や共済組合に加入している被保険者（第2号被保険者）およびその被扶養配偶者（第3号被保険者）以外の方は、すべて国民年金の第1号被保険者となります。

| | |
|--------|-----------------|
| 加入の手続き | 住所地の市区役所または町村役場 |
| 提出者 | 本人または世帯主 |
| 提出期限 | 退職日の翌日から14日以内 |

(注) 第2号被保険者が退職し、その被扶養配偶者が第3号被保険者に該当しなくなった場合にも、手続きが必要です。

保険料 月額15,590円（平成27年度）を納付します。

●付加保険料

付加保険料（月額400円）を納付すると、将来受け取る老齢基礎年金とあわせて付加年金が受けられます。付加年金の年金額は、 $200円 \times 納付月数$ で計算されます。ただし、国民年金保険料を免除されている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納められません。

●前納・早割制度

あらかじめ一定期間分（原則として半年間または1年間）の国民年金保険料を一括して納付すると国民年金保険料が割引になる前納制度、口座振替で納付すると国民年金保険料が割引になる早割制度があります。口座振替の場合、2年間の前納制度もあります。

国民年金保険料の納付が困難な場合は、免除制度（法定免除、申請免除）があります。

失業による退職で国民年金保険料の納付が困難な場合には、失業を理由として国民年金保険料の免除申請をすることができます。

CASE 3 国民年金第3号被保険者となる

厚生年金保険や共済組合に加入している被保険者（65歳以上70歳未満で老齢または退職を支給事由とする年金の受給権を有する方は除きます。）に扶養される20歳以上60歳未満の被扶養配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。

| | |
|------|---|
| 届出書 | 「国民年金第3号被保険者関係届出書」 |
| 提出期限 | 被扶養配偶者に該当した日から14日以内 |
| 認定基準 | 年収が130万円未満であること等 |
| 添付書類 | 収入の確認のための書類（「非課税証明書」等）、 「年金手帳」または「基礎年金番号通知書」 |

(注) 所得税法の規定による控除対象配偶者となっている方は、事業主の証明により、収入の確認のための書類の添付を省略できます。

保険料 個別の保険料負担はありません。配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合から拠出されます。

年末年始の休業日のご案内

各年金事務所・事務センター・街角の年金相談センターは、平成27年12月29日（火）から平成28年1月3日（日）までの間、お休みします。お電話でのお問い合わせについても、この間、お休みします。ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、全国の相談・手続き窓口（<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/>）まで



日本年金機構からのお知らせ

Japan Pension Service

MOディスク(光磁気ディスク)での受付終了

健康保険・厚生年金保険適用関係届書の電子媒体による届出に利用されているMOディスクおよび処理装置については、国内主要メーカーでの生産・販売が終了しています。こうした状況を踏まえ、平成28年9月末をもって、MOディスクでの受付を終了させていただきますことになりました。

現在、MOディスクを利用されている事業主の皆様におかれましては、平成28年9月末までに、電子申請やCDおよびDVDの利用への切り替えをお願いします。

源泉徴収票の送付

平成27年中に、厚生年金保険や国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取られた皆様に、平成27年分として支払われた年金額や源泉徴収された所得税額などをお知らせする「平成27年分 公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構からお送りします。

公的年金等の源泉徴収票は、所得税および復興特別所得税の確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）をする際の添付書類等として必要です。大切に保管してください。なお、発送については、平成28年1月中旬以降に順次発送予定です。

確定申告が必要となる方

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

2か以上の年金の支払者に対して「扶養親族等申告書」を提出している方や年金以外に給与所得がある方などは、多くの場合、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

死亡された方の源泉徴収票

亡くなられた方の源泉徴収票は、死亡届を提出された遺族の方に、概ね2か月程度で「準確定申告用源泉徴収票」を送付しています。

国民年金ひとことメモ

国民年金保険料5年後納制度

「社会保険新報」平成27年10月号でご案内した、国民年金保険料5年後納制度の詳細を解説します。これは、平成27年10月から平成30年9月までの時限措置です。

利用できる方

- ① 20歳以上60歳未満で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
 - ② 60歳以上65歳未満で、①のほかに任意加入中の納め忘れの期間がある方
 - ③ 65歳以上で、年金の受給資格がない任意加入中の方
- ・60歳以上で、老齢基礎年金を受給されている方は、申し込みできません。
- ・国民年金第3号不整合記録にかかる特定期間については、特例追納をご利用ください。

申し込みから納付までの手順

「国民年金後納保険料申込書」に必要事項を記入し、年金事務所へ提出。

年金事務所で審査・承認。承認後、承認通知書や納付書を送付。

納付書により、金融機関やコンビニエンスストア等で納付。

・区市町村役場や年金事務所では、納付できません。

平成28年3月までの後納保険料(月額)

| | ①後納保険料額 | ②当時の保険料額 | ③加算額 | 使用期限 |
|--------|---------|----------|------|------------|
| 平成22年度 | 15,900円 | 15,100円 | 800円 | 右表を参照ください。 |
| 平成23年度 | 15,520円 | 15,020円 | 500円 | 平成28年3月31日 |
| 平成24年度 | 15,220円 | 14,980円 | 240円 | 平成28年3月31日 |
| 平成25年度 | 15,040円 | 15,040円 | 加算なし | 平成28年3月31日 |

| 表 | 納付期限 |
|-----------|-------------|
| 平成22年12月分 | 平成27年12月31日 |
| 平成23年1月分 | 平成28年1月31日 |
| 平成23年2月分 | 平成28年2月29日 |
| 平成23年3月分 | 平成28年3月31日 |

- ・後納保険料額(①)は、当時の保険料額(②)+加算額(③)です。
- ・後納保険料額は、政令で定められ、毎年度改定されています。
- ・後納保険料を納付した場合、納付した日が納付対象月の保険料納付日とみなされます。

5年後納制度でいう「過去5年」とは、納付する月前5年以内の期間です。平成23年4月分の国民年金保険料の場合は、平成28年4月末まで納付が可能となります。この機会に、後納制度をぜひご利用ください。

2年以内の国民年金保険料について

国民年金保険料は、翌月の末日が納付期限です。納付期限までに国民年金保険料を納めていない場合、不測の事態が発生した際に障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。過去2年以内に納め忘れの期間がある方は、2年以内の国民年金保険料も納付していただきますようお願いします。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

平成27年度の健診の予約・受診はお済みですか？

今年度の健診がお済みでない方は、**フィオーレ健診クリニック**へご予約ください。

■全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の被保険者の方

平成28年3月末まで受診できます！ 任意継続被保険者の方も同様です。

●生活習慣病予防健診（一般健診） 総額18,522円（税込）のところ **受診者負担 7,038円**（税込）
受診対象者：平成27年度に35歳以上74歳以下の被保険者の方（75歳になる方は誕生日の前日まで）

●付加健診 総額27,950円（税込）のところ **受診者負担 11,752円**（税込）
受診対象者：平成27年度に40歳・50歳となる被保険者の方

フィオーレ健診クリニックのオリジナルコース

《生活習慣病予防健診（一般健診）対象の方で、より詳しい検査をご希望の方》

●差額人間ドックA 総額27,950円（税込）のところ **受診者負担 16,466円**（税込）

●差額人間ドックB 総額34,560円（税込）のところ **受診者負担 23,076円**（税込）

●差額人間ドックC（付加健診対象の方） 総額34,560円（税込）のところ **受診者負担 18,362円**（税込）

付加健診、差額人間ドックを ■ 健診当日、希望される方には、医師による結果説明をいたします（土曜日を除く）。
受診された方には… ■ 健診終了後、お食事券（グルメカード）と周辺の「お食事処のご案内」を差し上げます。

検査項目については、<http://www.k-fiore.jp/checkup/doc/index.html> をご覧ください。

《35歳未満の被保険者の方》

●若年層健診 PLUS 19,440円（税込） ●若年層健診 9,720円（税込）

検査項目については、<http://www.k-fiore.jp/checkup/jyakunen/index.html> をご覧ください。

■全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の40歳以上74歳以下の被扶養者の方

●特定健診 総額7,020円（税込）のところ **受診者負担 500円**（税込）

受診対象者：平成27年度に40歳以上74歳以下の被扶養者で、「特定健康診査受診券」をお持ちの方

*「特定健康診査受診券」をお持ちでない方は、協会けんぽに発行の申請を行ってください。

フィオーレ健診クリニックのオリジナルコース

●特定健診 PLUS① 12,920円（税込） ●特定健診 PLUS② 4,280円（税込）

検査項目については、<http://www.k-fiore.jp/checkup/tokutei/index.html> をご覧ください。

■健康保険組合にご加入の方

健康保険組合ごとに**受診期間・料金が異なります**。ご確認のうえ、お申し込みください。

■自費料金で受診の方

●生活習慣病健診① 19,440円（税込） ●生活習慣病健診② 10,800円（税込） ●人間ドック 37,800円（税込）

検査項目については、http://www.k-fiore.jp/checkup/search/step_other.html をご覧ください。

次号（1月号）は、アレルギー検査についてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2出口より徒歩1分
副都心線

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健康診断およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会 からのお知らせ

社会保険事務講習会 開催のお知らせ

60歳からの雇用保険と社会保険の手続き

事業所の社会保険事務担当者を対象に、来年2月に開催する「60歳からの雇用保険と社会保険の手続き」に関する講習会の受講者を募集します。

| 開催日時・講師 | 定員・応募締切日・費用・対象者 | 概要 |
|---|---|---|
| 平成28年2月23日(火) 24日(水) 25日(木) 26日(金) 〈時間〉 14時～16時 〈講師〉 社会保険労務士 松原 清人氏 (松原社会保険労務士事務所) メール申し込みURL https://fofa.jp/tosyaky/a.p/181/ | 〈定員〉 各200名 〈応募締切日〉 平成28年1月8日(金) 必着 〈費用〉 会員事業所参加者 無料 非会員事業所参加者 受講当日3,000円(1名) 〈対象者〉 社会保険事務担当者 | 在職老齢厚生年金の受給と高齢者雇用継続給付金との調整、退職後の老齢厚生年金と基本手当との調整などに関する講習会 *各回、内容は同じです。 |

応募方法 応募者多数の場合は抽選とします。

受講希望の方は、メール または 郵送 の2通りの方法でお申し込みいただけます。

メールによる申し込み

本会ホームページまたはメール申し込みURLにアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力の上、応募締切日までにお申し込みください。

応募結果などは、平成28年2月1日までに、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

郵送による申し込み

本ページの参加申込書を印刷して、必要事項を記入の上、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、会員事業所の方は、会員番号の記入または平成27年度協会費払込受領証のコピーを貼付してください。

応募結果などは、平成28年2月1日までにお知らせします。

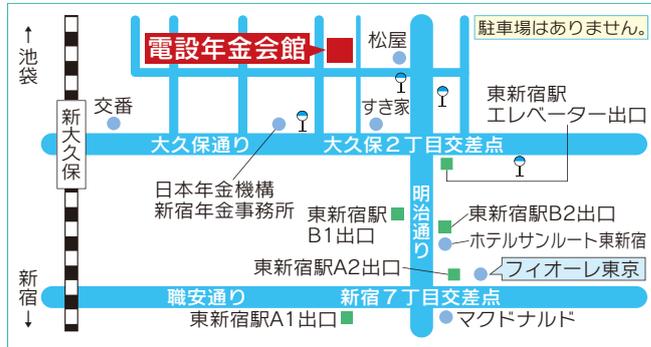
返信用封筒(申し込み人数分)をお忘れなく。

会場および地図

電設年金会館(東京都電設工業厚生年金基金会館)
 新宿区大久保2-8-3

〈交通〉

- JR山手線 新大久保駅より徒歩10分
 - 都営大江戸線 東新宿駅A1・A2出口より徒歩10分
 - 東京メトロ副都心線 東新宿駅B1・B2・エレベーター出口より徒歩5分
- ※東新宿駅の出口は、すべて地下で通じています。



お申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9 一般財団法人東京社会保険協会 講習会「60歳からの手続き」係 TEL 03-5292-3596

社会保険事務講習会「60歳からの雇用保険と社会保険の手続き」参加申込書

| | | | | | |
|-------------------------|--|--------|-----|------|---|
| ふりがな | | | 年齢 | 性別 | 協会費払込受領証貼付欄 |
| 参加者氏名 | | | 歳代 | 男・女 | |
| 事業所名 | | | | | 会員事業所の方は、左に会員番号を記入していただくか、金融機関等の受領印のある平成27年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。 |
| 会員・非会員 | 会員(会員番号) 非会員 不明 <small>※平成27年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。</small> | | | | |
| 事業所所在地 | 〒 | | | | |
| 連絡先電話番号 | (事業所・個人) | 参加希望日 | 2月 | 日() | |
| 健康保険の種類 (〇で囲んでください。) | 全国健康保険協会(協会けんぽ) | 健康保険組合 | その他 | | |

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用しません。
 ※返信用封筒が同封されていない等、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。

『社会保険新報』読者の皆様へ 東京社会保険協会 加入のお願い

一般財団法人 東京社会保険協会は、昭和21（1946）年3月、東京都内における健康保険および厚生年金保険の適用を受けている事業主の皆様を会員として設立された、社会保険制度の普及・発展に寄与し、被保険者および被扶養者の皆様の福利厚生を図ることを目的とした法人です。

本会は、社会保険事務講習会・シニアライフセミナー等の開催、宿泊施設の利用補助、レジャー施設の割引、健康診断などの事業を通じ、社会保険制度の周知と健康づくりのお手伝いをさせていただき、各種事業を積極的に推進しています。加入は任意でございますが、本会の目的と事業内容をご理解いただき、ぜひご加入くださいますようお願い申し上げます。

年会費 年会費は、消費税の課税対象外です。（会費有効期間 4月1日～翌年3月31日）

| 被保険者数 | | 年会費 | 被保険者数 | | 年会費 |
|---------------|---------|--------|-------------------|---------|-----|
| 10人未満 | | 3,500円 | 200人以上 500人未満 | 19,600円 | |
| 10人以上 30人未満 | 4,800円 | | 500人以上 1,000人未満 | 24,300円 | |
| 30人以上 50人未満 | 7,300円 | | 1,000人以上 2,000人未満 | 36,500円 | |
| 50人以上 100人未満 | 9,800円 | | 2,000人以上 | 48,600円 | |
| 100人以上 200人未満 | 14,600円 | | | | |

- 詳しい事業内容は、ホームページ（<http://www.tosyakyu.or.jp/shibu/index.html>）をご参照ください。
- 加入申込書は、http://www.tosyakyu.or.jp/shibu/pdf/nyukai_01.pdf から。
- お問い合わせは、本会事業課（TEL 03-5292-3596）まで。



一朝一夕にはできぬ人間関係

編集委員 武藤 玲



転職して1年、バリバリと、そして、しなやかに仕事を続ける30代半ばのA子さん。上司からの信望も厚く、働く女性のお手本としてあこがれる後輩も多い。

これだけのキャリアの持ち主、多くの友人とかなり幅広いネットワークがあって当然のはず。そんな彼女がふと、「友達をつくりたいと思う。遅ればせながら」と語った。今まで、友人であると勘違いしていた人間関係が大部分を占めていた。転職をきっかけにそれに気がつき、これからは会社という枠組みを離れた人間関係を築いていきたいのだという。

「枠組み」という言葉、同じ会社だから、同僚だから、上司だから、後輩だから、同じプロジェクトチームだからというだけで、共通する話題や無言の了解があるのは、安心感をつくるが、気楽さや甘えなどの心地よさにも通じる。これを信頼し合える関係と信じていると、本当の友情は見えてこない。「会社」というセットアップされた一つの舞台、それを別の舞台へ移したとたんになり立たなくなる人間関係かもしれない。会社の枠組みの中だ

けで帰結する人間関係は、結構もろいものだ。

仕事に一生懸命になればなるほど、プライベートライフも含め、自分の100%近くが会社にチェーンでつながれていく。帰属意識も必要だが、忙しさにかまかかって人間関係でのちょっとした努力を怠ると、大切な本当の友人を見失い、自分自身も見失う。

よい人間関係は一朝一夕にはできない。意識して連絡をとる、はがきを出す、会う時間をつくる、友人のために時間を割くなど、心、体力、時間、ときにはお金を使ったり、また、傷つき傷つけられたり、感情を理性で抑えて耐えることも必要になる。「忙」は「心を亡くす」と書く。「忙しいから」のいいわけは、よい人間関係の最大の敵だ。

今、社会がほしいのは、自由な発想で自分から行動できる人材である。自分一人の経験はたかが知れている。だからこそ、枠を超えた人間関係の中で切磋琢磨することにより、「考える」ヒントを蓄積し、自分らしさを育てて行動に移す。

何事も始めるのに遅いことは決してない。機は熟し、必ずやってくる。思ったときがベストタイミング。その行動の後押しをしてくれるのは、友人たちからの影響の積み重ねのような気がする。

記事提供／日本年金機構南関東ブロック本部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部